

だれもが安心して暮らせるかつしかに

葛飾・生活者ネットワーク

葛飾区議会議員

沼田たか子

議会のこと、もっとあなたに知ってもらいたい

区議会レポート

2026.7.13 発行 Vol.17



街を冷やし、命を守る木陰をつくる樹木を増やそう

樹冠被覆率をあげて、緑の日傘をつくる

近年、夏の暑さは急速に深刻化しています。昨年の夏も記録的な猛暑で、気象庁は今年4月に40℃以上を「酷暑日」と決めました。子どもたちは外で遊ぶことができず、熱中症による搬送も過去最多を更新、命を落とす人も少なくありません。気候危機を止めるための脱炭素の取組みをすすめるとともに、街の温度をさげる取組みが急務です。

そこで、木陰をつくる樹木の重要性が示され、緑の指標として樹冠被覆率が用いられていることに着目しました。今、まちの中に木陰をつくる緑が必要です。高木の豊かな枝葉が作る木陰は、路面温度の上昇を抑え、葉の蒸散作用でまちを直接冷やす効果があるからです。葛飾区では緑化の推進により緑被率が上昇している一方で、樹冠被覆率は2013年の6.1%から2022年には5.4%へと減少しています。管理のしにくさや落ち葉への苦情などを理由に、木陰をつくる高木は減っていますが、区民アンケートでは「木陰をつくる大きな樹木を増やす」ことについて高いニーズがあります。私は、緑については

行政が管理する方法から、区民が主体的に関わり、共有し分かち合う公共財としていくこと求めた上で、公共の場に木陰を生み出す樹木を増やすことについて区の見解をたずねました。これに対し区は、「場所に応じた対応が必要であり、限られた空間の中で効果的に緑を確保していく」と答弁するにとどまり、肝心の「木陰」や「樹冠被覆率」については直接触れず、従来の「緑化」という言葉で答えるのみでした。

街路樹の維持管理や安全管理に課題があるのは当然ですが、豊かな緑と安全を両立させている自治体はあります。私はこれからも、区民の皆さんとともに快適に、そして安心して暮らせる住環境をつくるため、街に豊かな木陰をつくる樹木を増やす取組みをすすめてまいります。

緑被率：地表面を覆う樹木・草地・農地などの全ての緑が占める割合。街全体の緑化の指標として用いられる。

樹冠被覆率：空から見たときに、高木や低木などの樹木の茂み（樹冠）が都市を覆う割合。草地や農地は含まない。樹木の環境改善効果を評価する指標として重視されている。

活動報告 沼田たか子の活動の一部をご紹介します



自衛隊への個人情報提供に関する申し入れ

区から自衛隊に本人の同意なしに個人情報を提供することに反対し、申し入れを行いました。



豊洲市場・市場衛生検査所視察

日本最大の中央卸売市場で「食の安全」を守る現場と、そこで働く人々の労働環境を視察



介護予防・認知症予防にもつながるシニア食堂の提案

高齢者等の地域住民の居場所づくり、子ども食堂のような場の提案を行っています。



地域猫活動実践地区視察

長年「地域猫活動」を実践する地区を視察。公衆トイレの防災バケツは猫の水飲み場として設置したもの。

◆ 葛飾区で取り組んでほしいことはなんですか？

医療・介護・福祉

内容：

子育て・教育

内容：

災害・防災

内容：

環境

内容：

人権・ジェンダー平等

内容：

◆ その他ご意見・ご要望など自由にお書きください。

議会報告をしています

議会後は駅前などで、レポートの配布、議会の様子や沼田の活動を報告しています。区民のみなさんの意見をうかがう大切な時間でもあります。気軽にお声がけください。

公式ホームページ



Instagram



← WEBフォームからも回答いただけます
ご協力ありがとうございました。



市民の発言が政治を変える力、議員は市民の代理人です。
生活者ネットワークの政策は地域と生活から生まれます。

葛飾・生活者ネットワーク

activity reports of katsushika-seikatsusha network

かつしか✧ねっと通信 No.17

憲法カフェ～そもそも憲法改正ってどういうこと？～

将来世代に手渡したい、国民主権・平和主義・基本的人権

葛飾・生活者ネットワークは「明日の自由を守る若手弁護士の会（あすわか）」の弁護士で都議会議員の三雲崇正さんをお呼びして、改めて憲法の成り立ちを学び、改正が本当に私たち国民の幸せにつながるのかを考えました。学習会ではプライバシー権や環境権などの新しい権利のための改正論議があるが、憲法13条「個人の尊重・幸福追求権」の下での法律の整備で十分対応できる。また、緊急事態条項は戦時中の反省を踏まえ、国の暴走を止めるために先人たちが憲法に入れなかった。第2次世界大戦後に制定された現憲法には、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重が掲げられたが、どれか一つでも欠け

たらどうなるのか？戦争は最大の「人権侵害」であり、平和があってはじめて人権がきちんと保障される。人権を守るためには国民主権が重要であると話されました。

国民投票法改正案が衆議院で可決されました。最終的に憲法を変えるかどうかを決めるのは、私たち国民一人ひとりです。さらに憲法改正は今の私たちだけの問題ではなく、未来に関わる重要な選択になります。立憲主義に基づく現憲法の改正が私たち国民の暮らしをよくするとは思えません。

みんなで学ぼう第2回

まなびばプロジェクト ✧ 養育費と新しい家族法について学ぼう

～離婚後共同親権だけじゃない家族の新しいカタチ～

日時：9月5日（土）14：00～16：00

お申込みはこちらから

会場：かつしかシンフォニーヒルズ 別館2F メヌエット

立石6丁目33-1 「青砥駅」徒歩5分、「立石駅」徒歩7分

お話：弁護士 佐藤 力さん

参加費無料 どなたでもご参加いただけます

申込締切9/3



郵便はがき

お手数ですが
85円分の切手
を貼付のうえ
投函ください

125-0054

東京都葛飾区高砂8-21-1

沼田 たか子 行

よろしければご記入ください

お名前：_____

ご住所：_____

電話番号：_____

メールアドレス：_____

沼田 たか子 区議会レポート vol.16

このようなご相談をいただきました

- ・横断歩道の赤信号のように、高砂の開かずの踏切の待ち時間をわかるようにできないものか
- ・子どもの体調不良や、自分の体調不良で思うように働けず生活が苦しいがどうしたらいいか

- ・花の魅力を伝えるボランティアがしたいが、どんなふうにおすすめでしょうか悩んでいる

お話を伺い、解決のための窓口へ繋ぎ、葛飾区へ要望として伝え、一つひとつ対応しています。



区政のことを聞きたい、

くらしの中の困りごとを相談したいなど
どなたでも気軽におこしく下さい。

葛飾・生活者ネットワーク事務所にて、曜日に関わらず
毎月10日の10：00～12：00に開催しています。

葛飾・生活者ネットワーク

〒125-0054 葛飾区高砂8-21-1

生活者
ネットワーク 3つのルール

- ✧ 議員は3期12年の交代制
- ✧ 議員報酬は市民の政治活動資金に
- ✧ 選挙はカンパとボランティアで



電話：03-5876-4757

ファックス：03-5876-4758

e-mail:katsushika@seikatsusha.net

https://katsushika.seikatsusha.me

生活者ネットワークの活動は
寄付(カンパ)で支えられています
ぜひご協力をお願いいたします。

ゆうちょ銀行
11380-14245231
葛飾・生活者ネットワーク